

資料3

講演 「社会教育・生涯学習に関する
北九州のあゆみと課題」

講師 北九州市立大学 文学部
人間関係学科

教授 恒吉 紀寿 氏

社会教育・生涯学習資料集

この資料は、社会教育委員の皆様には、社会教育・生涯学習の重要性や背景にある国や県の動向、法的な根拠などについて理解を深めていただくことを目的に、特に知っていただきたいポイントを抜粋しました。

はじめに：なぜ今、社会教育・生涯学習が大切なのか？

現代社会は、情報化、少子高齢化、グローバル化など、めまぐるしい変化の渦中にあります。このような時代だからこそ、私たちは生涯にわたって学び続け、自らを高め、より良い社会を築くために一人ひとりができる範囲において人や社会に関わっていく必要があります。

社会教育・生涯学習は、誰もがいつでもどこでも自由に学び、自らの人生を豊かにし、地域社会の活性化に寄与するための重要な役割を担っています。

1 国の動向：社会教育・生涯学習を推進する国の考え方

(1) 生涯学習社会の実現に向けて

国は、国民一人ひとりが生涯にわたり学び続け、心豊かな人生を送るとともに、社会の発展に貢献できる「生涯学習社会」の実現を目指しています。

生涯学習：学校教育、家庭教育、社会教育といった場や年齢に関わらず、生涯にわたって行われるあらゆる学習活動。自学自習や偶発的な学習を含む。

生涯学習社会：誰もが学びたいときに学びたいことを学び、その成果を社会や生活に活かせる社会。

(2) 中央教育審議会 生涯学習分科会における最近の議論（抜粋）

生涯学習分科会では、社会の状況や変化を踏まえ、生涯学習の意義や役割について議論が重ねられています。

① 第10期における議論の整理（令和2年9月）

多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育
～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～

ア 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

○社会的包摂の実現

- ・地域の多様な人たちが相互に理解しあい共生できる環境をつくっていく上で、社会教育は極めて重要な役割を果たすことが期待される。
- ・様々な理由で困難を抱える人たちに対し、知識や技能を習得する機会を充実するなど、社会教育における学習機会の拡充が重要。

○人生100年時代と生涯学習・社会教育

- ・必要な時に必要な学びを通じ成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められる。職場や職種の転換の機会に対し、必要な資質・能力等を更新できる学びの場が重要。

○Society 5.0に向けたこれからの生涯学習・社会教育

- ・新しい技術を活用した学びの利点を最大限生かし、取組を更に充実・発展していくことが求められる。
- ・ICT機器を利用できる者とできない者の格差（デジタル・ディバイト）の解消は、住民の安全や命を守ることにもつながる。

○地域活性化の推進

- ・地域における豊かな学びを推進するためには、多様な主体が連携・協働し共に学びあうことが求められる。

○子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進

- ・子供・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりより社会を創っていく資質・能力を育む上で重要。

イ 新しい時代の生涯学習・社会教育の広がり と 充実に向けて

○推進のための方策

- ・学びの活動をコーディネートする人材の育成・活用
- ・新しい技術を活用した「つながり」の拡大
- ・学びの活動の循環・拡大
- ・個人の成長と社会の発展につながるリカレント教育の推進
- ・各地の優れた取組の支援と全国展開

② 第11期における議論の整理（令和4年8月）

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

ア 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

○社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化

- ・社会的包摂と、その実現を支える地域コミュニティが一層重要に。
- ・人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大。
- ・社会人の学び直しをはじめとする生涯学習が一層重要に。
- ・特にデジタルディバイド解消や、国民全体のデジタルリテラシー（デジタル技術を理解し、適切に活用して新しい価値を生み出す能力）向上が喫緊の課題に。

イ 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

生涯学習：職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。
他者との学びあい・教えあいにより豊かな学びにつながるもの。
社会教育：学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの。

○人生100年時代・VUCAの時代においては、従来の役割に加え、下記の役割がより重要になる。

- ・ウェルビーイング（「個人」の幸せ＋周囲の「場」のよい状態）の実現：生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分。
- ・社会的包摂の実現：誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供する。
- ・デジタル社会に対応：国民全体のデジタルリテラシー（デジタル技術を理解し、適切に活用して新しい価値を生み出す能力）の向上を目指す。
- ・地域コミュニティの基盤：リアル・オンラインの双方で、地域住民がつながる「場」として社会教育施設を活用し、共に学びあう社会教育＋コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への地域住民の参画（学校と地域の連携）→「学び」を通じた、人と人のつながり・絆の深まりが、地域コミュニティの基盤を安定させる。

ウ 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

- ・社会教育施設の機能強化
- ・社会教育人材の養成、活躍機会の拡充
- ・地域と学校の連携・協働の推進
- ・リカレント教育の推進
- ・多様な障害に対応した生涯学習の推進

③ 第12期における議論の整理（令和6年6月）

～全世代の一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成・活躍のあり方～

ア 生涯学習・社会教育をめぐる状況と今後の方向性

○生涯学習をめぐる状況と目指すべき姿

- ・ 誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会

○デジタル社会への対応

- ・ デジタル化の恩恵を享受し、誰一人取り残されない社会の実現

○社会的包摂への対応

- ・ 社会的に制約のある方々の学習ニーズの把握、学びを提供する役割も担い、地域や社会へも貢献

○生涯学習社会を実現するための社会教育人材の在り方

- ・ 社会教育の連携分野や担い手が多様化する中、社会教育行政が人々の学習活動の支援を通じて地域コミュニティの基盤を支える上で、社会教育人材には大きな役割が期待

○リカレント教育

- ・ 職業経験から導かれた問題意識や仮説を自らの意思で学び、成果を社会に還元するための仕事と学びの好循環

イ 今期重点的に議論した事項

- ・ 社会人のリカレント教育
- ・ 障害者の生涯学習
- ・ 外国人の日本語の学習
- ・ 社会教育人材

2 福岡県の動向：共助社会づくり・生涯学習の推進

令和7年度 福岡県教育施策実施計画（抜粋）

○計画の内容

【現状・課題】

- ・ P T A、子ども会、婦人会等社会教育団体による活動や公民館、図書館等社会教育施設における学習機会及び情報の提供は、生涯学習・社会教育を推進する上でも重要な役割を果たしています。
- ・ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等により地域の教育力が低下し、学校

が抱える課題が複雑化、多様化する中で、さらに学校、家庭、地域が連携して子どもの育成に取り組む必要があります。

- ・感染症対策やＩＣＴ化の進展により、オンライン学習等新しい生活様式に対応した学習環境を整えることが必要です。

【施策の方向】

- ・ＩＣＴを活用しながら、社会教育に関する多様な学習機会や情報の提供、相談体制の充実を図るとともに、学習成果の活用を促進します。
- ・県立社会教育施設の機能の充実を図り、県民の学習ニーズに即した学習プログラムの開発に取り組みます。
- ・ＰＴＡ、子ども会、婦人会等の関係機関・団体との連携・協力体制を強化します。
- ・社会教育活動の活性化に向けた人的ネットワークの構築を図るとともに、その中核となる社会教育主事等の社会教育関係職員の一層の資質向上を図ります。

○令和７年度 施策の基本的なねらい

- ・ＩＣＴを活用しながら、県民の学習ニーズや現代的課題に対応した学習機会や情報を提供するとともに、学習成果を活用する機会の充実を図ります。
- ・県民の学習ニーズに即した学習プログラムの開発に取り組むことにより、県立社会教育施設の機能充実・利用促進を図ります。
- ・社会教育関係職員の資質向上と、関係機関・団体との連携・協力体制を強化することにより、社会教育活動の活性化を図ります。

３ 社会教育・生涯学習を支える法律など

(1) 教育基本法【抜粋】

第３条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第１０条（家庭教育）

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第12条（社会教育）

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(2) 社会教育法【抜粋】

第1条（この法律の目的）

この法律は、教育基本法に精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

第2条（社会教育の定義）

この法律において「社会教育」とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

第3条（国及び地方公共団体の任務）

国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら实际生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

第9条の2(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

第9条の3(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

第10条(社会教育関係団体の定義)

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

第11条(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

第12条(国及び地方公共団体との関係)

国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

第13条(審議会等への諮問)

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

第14条(報告)

文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及

び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第 15 条(社会教育委員の設置)

都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

第 17 条(社会教育委員の職務)

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

第 18 条(社会教育委員の委嘱の基準等)

社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(3) 学習権宣言【抜粋】

1985 年（昭和 60 年）3 月 29 日第 4 回ユネスコ国際成人教育会議採択

学習権とは、読み書きの権利であり、問い続け、深く考える権利であり、想像し、創造する権利であり、自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、あらゆる教育の手だてを得る権利であり、個人的・集団的力量を発達させる権利である。（中略）

もし、世界の人々が、食糧の生産やその他の基本的な人間の欲求が満たされることを望むならば、世界の人々は学習権をもたなければならない。（中略）

学習権はたんなる経済発展の手段ではない。それは基本的権利の一つとしてとらえられなければならない。学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである。

それは基本的人権の一つであり、その正当性は普遍的である。（以下略）

概 説

都市公民館発祥の地として評価された旧八幡市を含む北九州市は、地域における学習支援を重視してきた。八幡市に限らず旧五市それぞれで公民館や図書館、博物館など特色のある社会教育を展開していたため、それらを基盤として北九州市の社会教育が始まった。

旧五市では、公民館(公立、類似)を中心として、成人、青少年、婦人等を対象に、各種の学級・講座の開催、また子ども会・青年団・婦人会・文化団体等各種社会教育団体の育成、指導者養成のための研修会・講習会等の開催、あるいは成人祭・文化祭・各種展示会・展示会等の特別行事と多彩な市主催の行事活動とともに、社会教育関係団体の自主的な活動が多角的に行われていた。

学級や講座、各種会議の開設・開催数や時

概-1 昭和38(1963)年社会教育関係施設一覧

	門司	小倉	若松	八幡	戸畑	計
公立公民館	2	9	1	16	12	40
公民館類似施設	24	35	40	61	0	160
図書館	1	1	1	1	1	5
会館	1	1	1	1	1	5
青少年の家		1		1	1	3
美術工芸館				1		1
児童文化センター				1		1
合 計	28	47	43	82	15	215

北九州市教育委員会編「教育要覧」により作成

期、また旧市で構成されている社会教育関係団体を、北九州市として組織化していくことが課題であった。

旧市ごとにつくられていた組織を、運営の特色を尊重しながら、北九州市の組織として再編していくために調整が行われた。

施設に関しては、図書館と会館は旧市1館ずつで計5館、公立公民館と類似公民館は旧市の方針が異なっていたためバラツキがあった。既存施設を活かしながら、北九州市として整備し、格差を是正することが検討された。(昭和40(1965)年「あすの北九州市」で中学校区に1館をめざすことが掲げられた)

こうした時期に、公害学習として全国に知られる実践を生み出している。

北九州市の発足直後の同38(1963)年から始まる、戸畑三六公民館の婦人学級の「明るい健康で住みやすい町にするための^{はいじん}煤塵調査」は、戸畑区婦人会協議会共同研究に発展し、市民・企業・行政が一体となった公害克服への取り組みへと拡大した。

生活課題の学習が、住民参加や実践・運動にも活かされ、工業地帯であった北九州を「世界の環境首都」をめざす北九州へと展開させていくきっかけとなった。

地域公民館の中学校区への整備が進められ

るなか5区から7区制になると、中央公民館は分区した2区にも設置された。図書館は7区制になった後も5館体制で自動車文庫や「ひまわり文庫」、「こどもと母のとしょかん」(分館)の設置によって全域サービスを行ってきた。

こうした社会教育の充実、大都市らしい施設の整備は、施設数や職員数の増加に伴う全市民的な財政課題として問われることになった。社会教育においても、サービスの維持・向上と合理化を全国に先がけて行うことになった。

これらの施設の管理運営については、(財)北九州市教育文化事業団への委託(昭和51(1976)年)や、地域の各種団体で構成される「まちづくり協議会」への委託(平成6(1994)年)、指定管理者制度の導入(同17(2005)年)など、経費を抑えつつサービスを低下させない(向上させる)取組みに、いち早く取り組んできた。

こうした模索は、市民の中でも議論を引き起こし、事業の充実ばかりでなく市政の柱として、人材育成が位置づけられることにも結びついてきた。

地域公民館が、事業団に委託化され講座の開設数や参加者が減少(昭和63(1988)年に279講座、1万人の参加者)し、さらに、市民福祉センター、市民センターへと変わっていく中で、公民館主事の配置から、社会教育主事の増員(全区配置)、社会教育主事補の嘱託常勤職への格上げ、生涯学習推進コーディネーター制度の構築など拡充を行い、講座の充実、

学びの支援を大切にしてきた。

そこでの人材登用に変化もあった。学校や市のOB・OGから、生涯学習活動によって育った市民が民間登用される例が多くなった。家庭教育学級のリーダーや、女性セミナーの講座修了者などが、社会教育主事・主事補、職員や館長となり、地域での豊かな実践を生み出した。企画や運営にとどまらず、ボランティアや専門職として活かしていく市民参加型の社会教育によって、北九州市の社会教育実践は支えられ推進されてきた。

こうした方向性は、基本構想・総合計画、社会教育委員会議、公民館運営審議会ばかりでなく、「生涯学習推進構想」(平成11(1999)年)、「生涯学習推進計画」(同14~17(2002~05)年度)、「いきいき学びプラン」(同18~22(2006~10)年度)、「生涯学習推進計画」(同23~27(2011~15)年度)といった計画の中で検討されてきた。

すなわち生活課題の学びから地域課題の学びへ、社会教育から生涯学習へ、行財政改革の中での社会教育施設や職員のあり方(効率的で効果的な運営、サービス向上と経費削減)など時代の要請に応えるため、その実現を目指してきた。

同12(2000)年には、中央公民館7館、地域公民館65館(他に自治公民館214館)であったが、高齢化対策の中で地域公民館が市民福祉センターと2枚看板化し同17年に市民センターに名称統一(地域公民館の廃止、小学校区に設置

し平成24(2012)年で市民センター129館)、同15(2003)年に中央公民館機能を各区役所へ移管した。これは、教育委員会が所管する社会教育行政とコミュニティ行政を担う区役所の一体化を目指すものであった。そして従来の中央公民館は生涯学習センターと改称し、公立公民館数は0となった。そのため、公民館運営審議会も解散した。

これまでの取り組みは、市民センターでの生涯学習事業にも引き継がれ、社会教育に関する館長の研修や社会教育主事の助言・指導、生涯学習推進コーディネーターの配置によって受講者数は増加している。社会教育関係団体への減免措置も行われている。

また、新たに生涯学習総合センターを設置し、市民カレッジなど高度な学習要求に応える講座の開設も行われている。同24年は、生涯学習市民講座の参加者数は9万4,908人、市民カレッジの受講者は657人となった。

図書館においては、ブックスタートや、子どもの読書推進など、市民と本を結びつける活動を子育て支援や学校と連携を図りながら推進させてきた。読書に関する市民の関心は、7区に図書館を設置する計画につながった。

このように50年の歩みの中で、行財政改革を伴いながらも、中央公民館、中学校区への地域公民館の設置をはじめ、図書館や博物館、生涯学習総合センターなど社会教育施設の整備、そして各種講座や学級、セミナーの開設、社会教育関係団体の育成、クラブ活動の支援、

自治公民館(公民館類似施設)の助成など、大都市での市民の交流と学びを向上させる環境を醸成させてきた。

その成果は、個人だけでなく、家庭や地域、グループ・団体活動にも活かされ、市民センターで約1,200講座が毎年開設され、延べ10万人が参加している。

また、約5,500クラブが活動している。

同25(2013)年の生涯学習関連施設の利用者合計数は、248万6,000人と増加傾向にある。

学習によって地域への関心や貢献を高めた市民が、地域での生涯学習を推進してきたのである。また、コミュニティ活動など地域の文化の継承や問題解決に向けた学習など、人材育成も取り組まれるようになってきた。

概-2 生涯学習施設数の一覧(平成25年3月末現在)

区 分		館数	備 考
生涯学習施設	生涯学習総合センター	1	
	生涯学習センター	6(2)	()は分館で外数
	市民センター	129(5)	()はサブセンターで外数
	公民館類似施設	199	
	婦人会館	1	
	図書館	18	分館、視聴覚センターを含む
文化施設	美術館	3	分館を含む
	自然史・歴史博物館	1	
	松本清張記念館	1	
	文学館	1	
	長崎街道木屋瀬宿記念館	1	
	壺蔵文化財センター	1	
青少年施設	児童文化科学館	1	
	こども文化会館	1	
	青少年施設	7	

北九州市教育委員会編『教育要覧』により作成

高度化・多様化する学習要求や、現代的学習課題に応えるため、職員の資質向上も図りながら、生涯学習の支援体制の構築を図っている。

また、昭和40(1965)年から50年代後半に設置された施設の大規模改修や建て替えによる費用負担の問題から、全市的な公共施設マネジメントの取組みが行われようとしている。社会教育に関わる施設についても検討されている。

さらなる生涯学習の推進に向けて【提言】

平成16年12月15日

北九州市教育委員会
教育長 駒 田 英 孝 様

北九州市立公民館運営審議会
会長 花 崎 正 子

平成16年12月31日をもって北九州市立公民館運営審議会が廃止されるにあたり、本審議会は、本市におけるさらなる生涯学習の推進に向けて、下記のとおり提言する。

記

本市の公民館は、これまで日常生活圏における住民の身近な学習・交流活動の場として親しまれるとともに、人々の自主的な学習活動を支援し、市民生活の改善・向上に大きな役割を果たしてきた。また公民館は、このような活動全般を通じて、地域活動のリーダーを数多く育成するとともに、地域に密着しながらも、ときに地域を越えたふれあいや全市的・全市民的観点からの取り組みを進め、市民の生活文化や地域福祉の向上に大きな成果を上げてきた。

一方、本公民館運営審議会も、生涯学習社会の実現に向け、社会や地域の変化をしっかりと見据えながら、市民のニーズを踏まえた公民館事業の企画実施を目指して、様々な提言を行ってきた。

しかし、平成17年1月1日付で、公民館は「市民センター」として、従来の社会教育法の枠組みにとらわれない幅広い機能を持った地域活動の拠点施設として生まれ変わることになった。それに伴い、本審議会も平成16年12月31日限りをもって廃止されることとなるが、市民センターにおいても生涯学習事業は引き続き行われるため、本審議会が担ってきた「公民館における各種事業の企画実施につき審議調査する」機能は今後必要であると考えている。

したがって、本審議会は、

- (1) 本審議会が担ってきた機能のうち、今後市民センターで実施する生涯学習事業の全市レベルの方針につき審議調査する機能については、社会教育に関する諸計画を立案することなどを職務とする「北九州市社会教育委員」が担うものとする
 - (2) 各センターにおける生涯学習事業の企画実施につき審議調査する機能については、地域住民の意向を反映した自主的・主体的な事業運営がなされるようにするため、各々の「校区まちづくり協議会」に担っていただくこと
 - (3) まちづくり協議会が設立されていない市民センターにおいては、暫定的な措置として公民館運営委員会の機能を存続させること
- の3点を提言する。

あわせて、本審議会の廃止に際して、本審議会がこれまで行ってきた主な答申や建議を改めて提示し、本審議会や公民館がこれまで果たしてきた機能・役割を再認識していただくことにより、これからの市民センターにおいても、これまでの公民館以上に市民を第一に考えた施設運営や生涯学習活動が行われることを強く願うものである。

社会教育・生涯学習に関する北九州のあゆみと課題

北九州市立大学 恒吉紀寿

はじめに —1 と 2 にふれつつ 3 を中心に。4 はビジョンの更新や計画化の参考に

『社会教育・生涯学習資料集』を参照しながら（以下『資料集』）

施設・ひと・事業、生涯学習社会の実現：学校教育と社会教育（・家庭教育）

1 社会教育委員（『資料集』 p 5～8）

（1）社会教育法で定められている社会教育委員（・会議）の役割

社会教育法 第 15 条、17 条

（2）北九州市における社会教育委員の変遷

社会教育法の改正への対応

公民館廃止（公民館運営審議会の解散）（『資料集』 p 13）

社会教育委員の定数削減

（3）社会教育委員（・会議）の役割

社会教育法 17 条とあわせて（第 11 条、12 条、）13 条

2 社会教育・生涯学習（『資料集』 p 1～5）

学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環と持続的なコミュニティ
（コミュニティの基盤）

3 北九州の社会教育の変遷（『資料集』 p 9～12）

- ・ 都市公民館発祥の地 ： 旧 5 市の公民館・社会教育が北九州市へ引き継がれる
- ・ 地域公民館 → 市民福祉センター → 市民センター

4 今後の課題 —社会教育委員による社会教育の保障と振興に期待

- ・ 社会教育関係団体、減免制度。後援や広報、補助、支援（クラブ育成）
- ・ 社会教育主事（・地域づくりアドバイザー） 職員集団
- ・ 社会教育士 ： 組織化、支援、活用
- ・ 館長・市民センター（生涯学習機能）、学校と社会教育（市民センター）
- ・ 3 層構造（市一区一地域）
- ・ 誰でも（社会的包摂）、外国人
- ・ ICT、デジタル対応（アナログ・ものづくり）
- ・ 多目的利用 （教育基本法や社会教育法の視点から注視・運用）